

随意契約

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：商工労働部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課 (地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
ドラフトの修繕及び点検業務	R6.2.6	日新精器株式会社松江営業所 松江市南田町93-7	2,265,890	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない			産業技術センター	
日立原子吸光度計移設業務の委託	R6.2.6	有限会社友田大洋堂 松江市嫁島町13-34	1,431,705	第167条の2第1項第2号	契約の相手方でないと、目的を達しない			産業技術センター	
石見地域への観光誘客促進に係る情報発信等業務	R6.2.15	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383番地	6,820,000	第167条の2第1項第2号	本業務の実施にあたっては、業務目的を達成するためには島根県東部及び鳥取県西部において幅広い周知を行う必要があり、通常、旅行先の選択にはある程度の検討期間を経てから決定されるものであり、手元に残る紙媒体での周知が最も効果的である。 媒体の選定にあたっては、当該エリア等での発行部数を考慮し山陰中央新報に決定し、採用した媒体の発行元が当該事業者である。 また、当該事業者は、通常から圏域の情報発信を行っており、充実した記事内容と費用の抑制が期待できる。 以上のことから、本業務を効果的・効率的に執行するため			観光振興課	
2025卒学生の就職活動開始に係る県民等への新聞等での広告について	R6.2.1	株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 島根県松江市殿町383	2,746,586	第167条の2第1項第2号	山陰中央新報は、県内第一位の新聞発行部数であり、多くの学生やその保護者を対象に県内企業への就職を促進するための情報発信ができる有効な広告媒体である。本紙を発行する株式会社山陰中央新報社が、本業務を実施できる唯一の者である。			雇用政策課	